

物価高騰等の影響を受ける 中小企業者等への金融支援について

市では、物価高騰等の影響を受ける中小企業者等を対象に、金融支援を実施しています。また、令和8年7月1日からは、中東情勢への対策として信用保証料の補給割合を引き上げます。

対象となる方

- 新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）
「物価高騰等対策特別融資」を利用する中小企業者等
令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの融資実行分が対象
- ※ 次の要件を満たす必要があります。
 - ・市内に事業所を有すること（個人事業主・・・現住所が市内でも可）
 - ・補助金の交付を申請する時点で継続して事業を行っていること

支援内容

利子補給

物価高騰等対策特別融資の借入利子の一部を市が補助金として交付

- ・補給期間：2年分
 - ・補助率：1.0%
 - ・補助対象額：1事業者 1,000万円
※ 令和8年度融資実行分
 - ・要件：市税の滞納がないこと
 - ・交付方法：融資実行後に一括
 - ・申込先：上越市産業政策課産業振興係
- ※令和9年3月31日（水）までに申請が必要です

信用保証料補給

物価高騰等対策特別融資を利用する際に信用保証協会に支払う信用保証料を市が負担

- ・補給割合
<100%>
R8.7.1からR9.1.31までの融資実行分

※新潟県信用保証協会と上越市との契約による支援となるため、申請の必要はありません。

※なお、次の期間に実行された融資に係る補給割合は25%となります。

- ・R8.4.1からR8.6.30までの融資実行分
- ・R9.2.1からR9.3.31までの融資実行分

新潟県「物価高騰等対策特別融資」の概要

融資限度額：1億円

資金使途：運転・設備・借換

融資期間：10年（うち据置期間5年以内）

融資利率：3年以内：1.55% 3年超5年以内：1.75%

5年超7年以内：1.95% 7年超10年以内：2.15%

申込：新潟県制度融資取扱金融機関



概要等については
こちらをご参照ください

お問合せ

上越市 産業部 産業政策課 産業振興係

〒943-8601 上越市木田1-1-3 ☎025-520-5729